

## 平成30年7月豪雨災害の被災者支援における要配慮者への対応状況について

## 1 避難所での対応

- ・ 介護用品、子ども用オムツやミルク、女性用品など必要物資の調達
- ・ 平成26年8月20日豪雨災害の際の対応事例を参考に、避難所からの要望を聴取しながら設備等を設置（簡易シャワー、クーラー、洗濯機、冷蔵庫、ダンボールベッド、パーティション等）
- ・ 洗濯機について、女性用の物干スペースが十分確保できず、洗濯物が干しづらい点を考慮し、女性用に乾燥機能付きの洗濯機を手配

## 2 福祉避難所について

避難所での生活が長期化する場合は、避難している要配慮者等に福祉避難所への移動希望の有無を確認し、必要があると認めるときは、区災害対策本部が、協定を締結している特別養護老人ホーム等の施設に受け入れの可否を確認の上、福祉避難所の設置を決定する。

## (1) 対象者

- ・ 要介護者（要介護3以上）、障害者、難病患者
- ・ 上記以外の方であっても、必要に応じて対象とするよう柔軟に対応している。

## (2) 今回の災害における福祉避難所の設置状況（平成30年8月末現在）

- ・ 最大7箇所設置
- ・ 入所者数：計21名（高齢者8名、身体障害者1名、介助者（親族）12名）

## 3 人権啓発部としての対応

## (1) 男女のニーズの違い等に配慮した避難所の生活環境の確認

- ア 各避難所に「避難所チェックシート」（別紙）を配布し、これを活用して女性や子育て家庭に配慮した生活環境の整備・運営管理を行うよう依頼
- イ 避難所巡回による聞き取り調査の実施
  - ・ 男女共同参画課職員が、比較的避難者が多い4避難所を巡回
  - ・ 更衣室の確保、女性用品の取扱いなど、概ねチェックシートに沿った運営がなされていた。

## (2) 相談体制の周知

- 次の相談窓口を、各避難所でのチラシ掲示や市ホームページの被災者への支援策一覧に掲載するなどして周知
  - ・ LGBTなどの性的マイノリティの不安や悩みについての相談（人権啓発課）
  - ・ DVに関する相談（広島市配偶者暴力相談支援センター等）
  - ・ 女性・男性のためのなんでも相談（広島市男女共同参画推進センター）

## (3) 外国人への対応

- ア 避難所において、相談窓口の多言語表示を掲示するとともに、日本語が不自由で困っている人がいる場合は、人権啓発課多文化共生担当に連絡するよう各避難所に依頼
- イ 災害通訳ボランティア等の協力により災害関連情報を多言語に翻訳し、広島平和文化センターのホームページで公開
- ウ 広島国際会議場の外国人市民の生活相談コーナーで、災害関連の相談も受付

【参考】要配慮者：災害時において、自分の身体・生命を守るための判断や行動が特に困難な高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

# 避難所チェックシート

## 女性や子育て家庭に配慮した避難所の開設

- 異性の目線が気にならない物干し場、更衣室、休養スペース等
- 授乳室
- プライバシーを確保する間仕切り用パーティションの設置
- 乳幼児のいる家庭用エリア
- 単身女性や女性だけの世帯用エリア
- 安全で行きやすい場所の男女別トイレ（洋式、鍵を設置）・入浴設備の設置（仮設トイレは、女性用を多めにすることが望ましい。体育館外にトイレがある場合、夜間照明の設置や段差への注意喚起を行う。）
- 女性トイレ・女性専用スペースへの女性用品の常備

## 男女共同参画の視点に配慮した避難所の運営管理

- 管理責任者への男女両方の配置
- 女性や子育て家庭の意見及びニーズの把握  
(民間支援団体等の協力によるニーズ調査、意見箱、女性リーダーによる意見の集約等)
- 女性用品（生理用品、下着等）の女性の担当者による配布
- 避難者による弁当配布・片付け、ごみ分別等の役割分担  
(男女を問わずできる人が分担し、性別や年齢によって役割を固定化しない)
- 相談体制の整備、専門職と連携したメンタルケア・健康相談の実施  
(個室やパーティション等を活用し、プライバシーを確保したスペースで実施)
- きめ細かな支援に活用できる避難者名簿の作成及び情報管理の徹底  
(氏名、性別、年齢、支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）、外部からの問合せに対する情報の開示・非開示の可否、等)
- 配偶者からの暴力の被害者等の避難者名簿の管理徹底
- 就寝場所や女性専用スペース等の見回り、暴力を許さない環境づくり
- 不安や悩み、女性に対する暴力等に対する相談窓口の周知、男性相談窓口の周知

(内閣府「避難所チェックシート」を参考に作成)